

エネ革税制の平成21年度改正の概要＜初年度即時償却の適用(2年間)＞

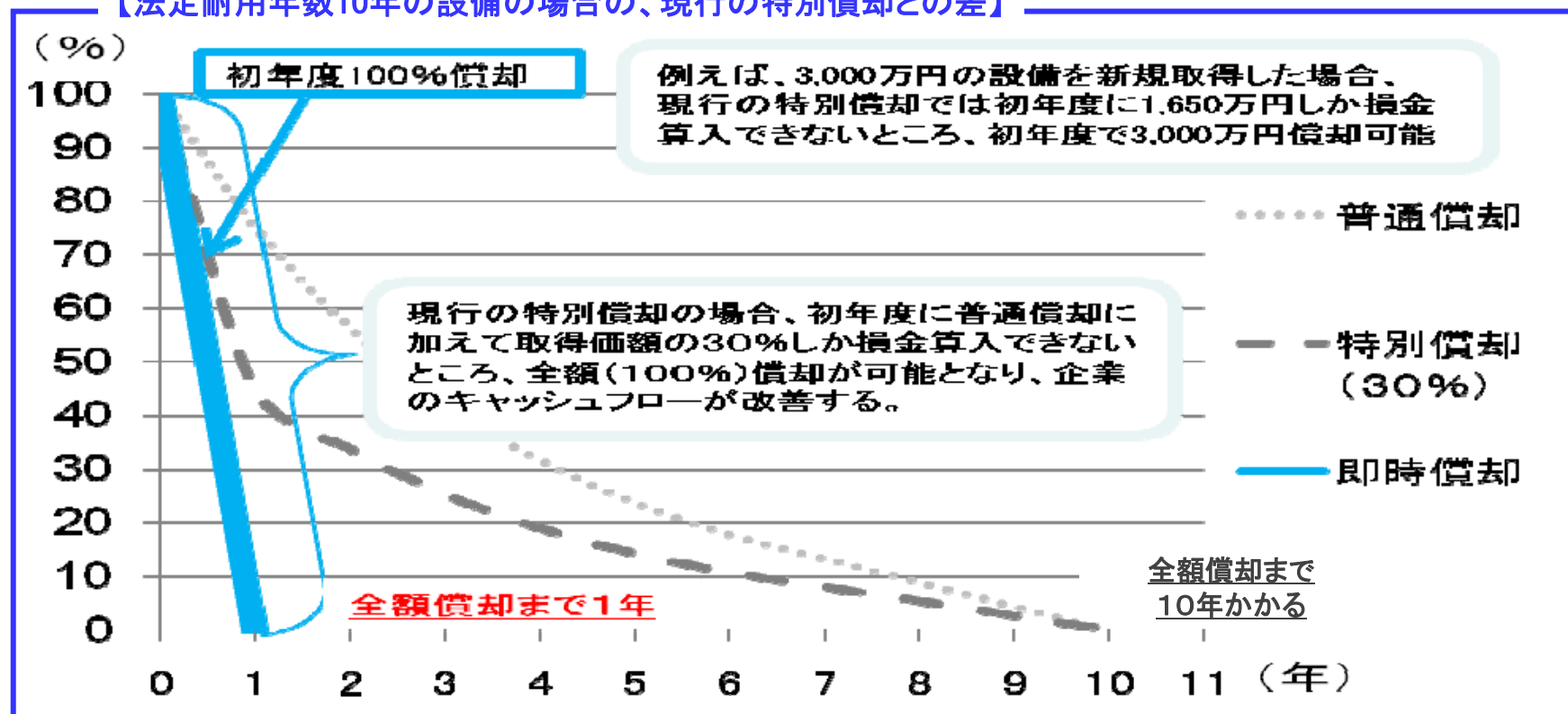
○現行のエネ革税制の適用期限を2年間延長するとともに(平成24年3月31日まで)、平成21年4月1日から**2年間**は**初年度即時償却**(取得価額の全額(100%))ができることとする。

(参考)平成21年度税制改正大綱の抜粋

エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得等をするエネルギー需給構造改革推進設備等は、その事業の用に供した事業年度において、普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却できることとする。なお、この改正に伴い、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の適用期限を2年延長する。

なお、平成20年度以降、**税額控除についてのみ所有権移転外リース契約による取得でも適用可能**となっている(特別償却は適用されない)。

【法定耐用年数10年の設備の場合の、現行の特別償却との差】



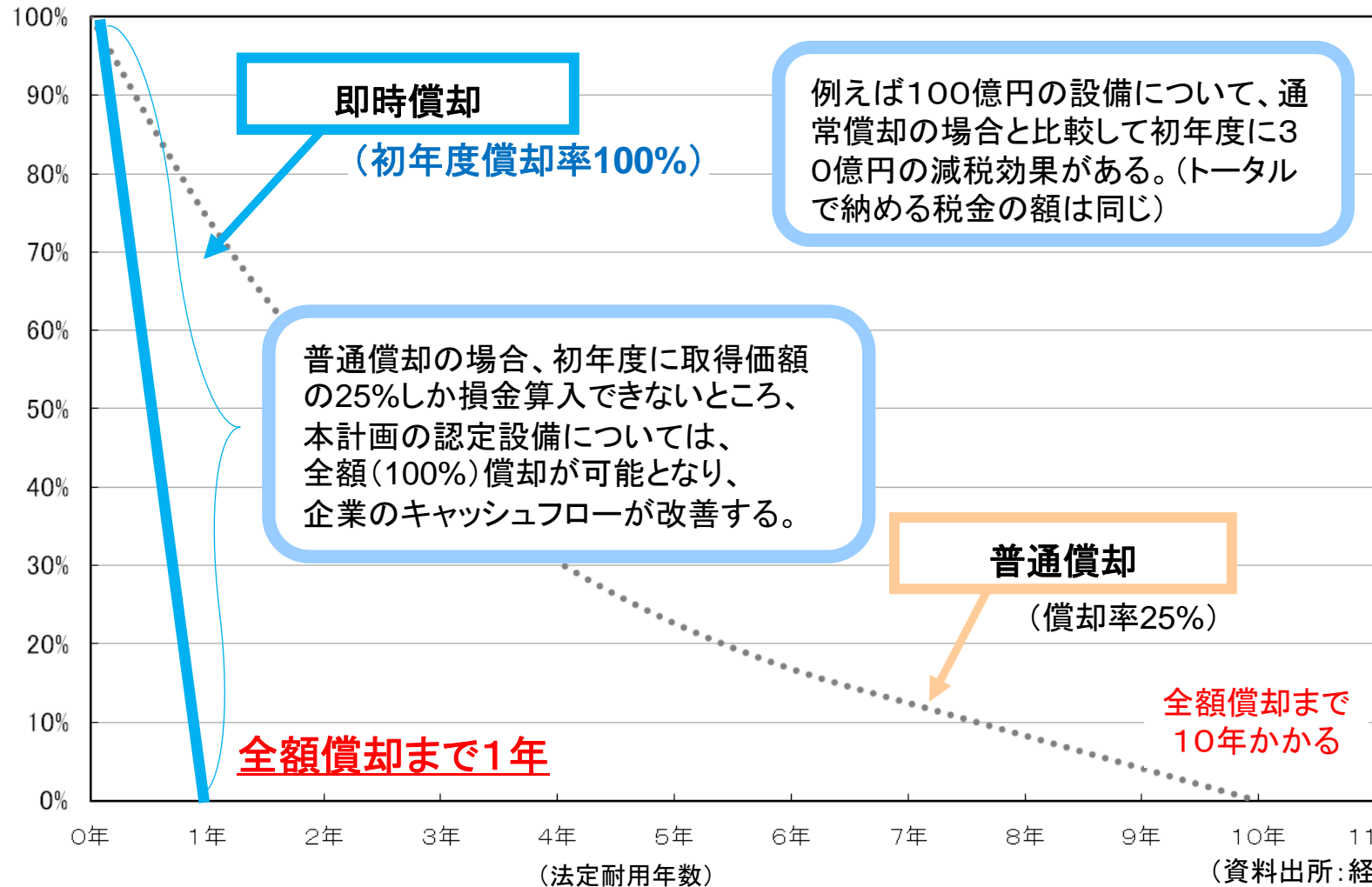
(資料出所:経済産業省)

初年度即時償却について(イメージ)

◆ 取得価額の全額(100%)を初年度に償却することを可能とする。

※益金と相殺しきれない場合は翌年に繰り越すことも可能。

◆ 法定耐用年数10年の設備の場合の、普通償却との差



初年度即時償却について

- 「特別償却や即時償却は、会計上の利益を減少させる」というのは、**間違い**。
- 租税特別措置法上の特別償却に係る費用は、**会計上の費用として認められていない**ので、会計上の利益を減少させることはない。
- 他方、**税務上の損金として算入することは認められている**ので、初年度の法人税減税効果を有する。

◆税引前利益225億円の企業が、100億円の設備(法定耐用年数10年)を即時償却した場合

$$100\text{億円} \times 75\%(\text{償却額の差}) \times 40\%(\text{実効法人税率}) = 30\text{億円の減税効果}$$

$$100\%(\text{即時償却}) - 25\%(\text{初年度通常償却})$$

課税額が減り、キャッシュが増加

通常償却時		即時償却時	
損益計算書		損益計算書	申告調整
税引前利益	200	税引前利益	200
法人税等	80	法人税等	50
純利益	120	法人税等調整額	30
		純利益	120
		当期利益	120
		法人税等	+50
		法人税等調整額	+30
		特別償却準備金認容額	-75
		課税所得	125

※税引前利益が25億円減少
(通常の償却費用)

税引前利益、純利益は通常償却時と同じ。
(法人税等調整額により会計と税の辻褄を合わせる)

課税所得は即時償却の額だけ減じられる。

(資料出所: 経済産業省)